

笠原老人福祉センターほか2施設に係る指定管理者の候補者の選定結果について

笠原老人福祉センターほか2施設への指定管理者導入に当たって、次のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

1 施設の概要

(1) 施設の名称・所在地

名 称	所 在 地
笠原老人福祉センター	袋井市岡崎 2150 番地の 1
老人福祉センター「白雲荘」	袋井市豊沢 1065 番地の 5
笠原児童館	袋井市岡崎 529 番地の 1

(2) 施設の設置目的

ア 笠原老人福祉センター及び白雲荘

地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することで、健康で明るい生活づくりに寄与することを目的とする。

イ 笠原児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることで健全育成を図ることを目的とする。

2 申請概要

(1) 申請の期間 平成 25 年 8 月 1 日(木)から平成 25 年 9 月 13 日(金)まで

(2) 申 請 者

申 請 者 名	所在地/代表者
社会福祉法人 袋井市社会福祉協議会	袋井市新屋一丁目 2 番地の 1 会長 池谷之男

3 事業提案等の審査

(1) 審査の観点及び選定方法

申請者から提出された書類やプレゼンテーションを基に、袋井市指定管理者選定委員会において審査し、指定管理者の候補者の選定を行った。

審査は、申請者の提案内容を審査項目ごとに点数化し、候補者としての適性を確認した。

【審査項目】

主 な 審 査 項 目			配点
1	申請者に関する項目 (総合評価含む。)	団体の経営基盤は安定しているか	40
		施設の管理運営を安定して行うための人的・物的能力があるか	
2	施設運営に関する項目	施設の設置目的を理解し、公の施設としての役割を適切に担うことができるか	25
		効果的かつ効率的な管理を実施できるか	
3	サービス内容に関する項目	利用者本位の柔軟なサービスの提供ができるか	25
		危機管理をはじめ、安全で安心した施設の管理運営ができるか	
4	収支予算に関する項目	適切な収支バランス及び経費削減が図られているか	10
計			100

(2) 選定委員会及びプレゼンテーションの開催日

ア プレゼンテーション 平成 25 年 10 月 25 日(金)

イ 選定委員会 平成 25 年 10 月 30 日(水)

(3) 選定結果及び選定理由（点数は、委員8名の合計点800点を満点とする。）

ア 選定結果

選定は、老人福祉法及び児童福祉法に基づく施設の設置目的を達成するため、(ア)施設の設置目的を理解し、当該施設にふさわしい管理運営方針を持っているか、(イ)複数の施設の管理運営を安定的に行うことができる経営基盤があるか、(ウ)平等な利用を確保し、地域住民や利用者との信頼関係の構築に努めているか、(エ)利用者が安全で安心して利用できる管理運営体制となっているか、(オ)市民サービスの向上に向けた意欲的かつ具体的な提案があるかを主なポイントとして審査し、次のとおり
の結果となった。

審査項目		申請者名	社会福祉法人 袋井市社会福祉協議会
1	申請者に関する項目（総合評価含む。）		284
2	施設運営に関する項目		148
3	サービス内容に関する項目		143
4	収支予算に関する項目		64
合 計			639

イ 選定理由

この施設は、いずれも地域福祉活動の拠点として地域住民との密接な関係を有している。

また、袋井市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを使命として設立され、地域に根ざした福祉活動を長年に渡り展開してきた実績を有し、各地域の事情にも精通している。

よって、社会福祉協議会の持つノウハウを活用することで、地域の特性に応じた円滑な事業展開を可能とするほか、様々な場面において地域福祉の増進に寄与することが期待できることから、当該団体を特定した。

審査の結果、特に次の点が評価され候補者として選定した。

(ア) 施設の設置目的を十分理解しており、当該施設の管理運営の実績があること。

(イ) 施設の管理運営に当たっては、各施設の管理責任者が互いに連携しあうなど、安全で利用者が安定して利用できる管理体制をとっていること。

(ウ) 地域住民や利用者との絆を大切にし、地域に密着した施設の管理運営を目指していること。

ウ その他

多様な福祉ニーズを担うことで当該団体が取得したノウハウやネットワークを積極的に活用し、収益事業を含めた自主事業等を検討することで、管理コストの確保や事業収益の利益還元などによる新規事業の創出などを要望し、市民サービスの向上に向けた今後の事業展開を期待したい。

4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

5 今後の予定

指定管理者の候補者は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

指定管理者の指定は、本年11月市議会の議決後に行います。